



国民健康保険・後期高齢者

申請手続き・お問い合わせ

市役所 市民生活課 ☎63-5112〔国保係(国民健康保険に関すること)〕

8月から新しい保険証に

現在お使いの国民健康保険と後期高齢者医療の保険証は、7月31日で有効期限が切れますので、8月1日からは新しい保険証をお使いいただくことになります。(更新手続きは不要です。)

新しい保険証を7月下旬に郵送しますので、保険証が届いたら内容の確認をお願いします。8月になっても保険証が届かなかったり、保険証の記載事項に誤りがあった場合は、市役所までご連絡ください。記載事項の誤りをご自分で訂正したものは使用できません。

また、有効期限を過ぎた古い保険証は、市役所に返却してください。

	国民健康保険	後期高齢者医療
保険証の色	旧 ベージュ色 ⇒ 新 ピンク色	旧 空色 ⇒ 新 オレンジ色
送付先	同一世帯の加入者全員分を世帯主の方宛にまとめて郵送します。	同一世帯に加入者が複数いる場合でも加入者ご本人宛に個別で郵送します。
有効期限	平成23年7月31日 ※以下の方は、有効期限が異なります。 ・65歳になり退職者医療制度が非該当となる方 ・70歳になり高齢受給者証の対象となる方 ・75歳になり後期高齢者医療に移行する方 ・国保税に滞納のある世帯の方	平成23年7月31日 ※保険料に滞納のある方は、有効期限が異なる場合があります。

【学生特例の保険証について】

国保加入の方が大学等へ進学のため、市から転出する場合は、学生特例の手続きをされないと国保の資格を喪失し、保険証が使えなくなります。まだ手続きがお済みでない方、または現在修学中で新たに市外に転出される方は手続きをお願いします。市外で修学中でも市内に住民登録のある方は手続き不要です。また、修学を終えたら、その旨も忘れずに届け出てください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

医療機関に支払う1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分は申請により高額療養費として支給されますが、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に表示することで、窓口での医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。住民税が非課税世帯の方は食事代についても減額されます。(自己負担限度額等は年齢や所得によって異なります。)

現在、認定証が交付されている方は、7月31日で有効期限が切れますので、更新が必要な方は手続きをお願いします。

	国民健康保険	後期高齢者医療
認定対象者	70歳未満の方 70歳以上で非課税世帯の方	非課税世帯の方
更新手続き	更新手続きが必要です。 新しい保険証を送付する際に案内を同封しますので、8月以降も認定証が必要な方は再度申請の手続きをお願いします。	更新手続きは不要です。 現在、認定証をお持ちで、8月以降も該当となる方には、新しい認定証を7月下旬に郵送します。※保険証とは別便になります。

※初回の申請はどちらも手続きが必要となりますので、現在、認定証をお持ちでない方で新たに認定証が必要な場合は市役所で申請手続きをお願いします。

